

平成30年度包括外部監査(指摘事項)に係る措置状況

(単位:件)

措置状況の区分	件数
措置済	47
対応中	2
指摘事項件数	49

平成30年度包括外部監査(指摘)一覧

No.	項目	所管課	報告書記載頁
H300 01S	個人情報の取扱いについて	各課	64
H300 02S	支払遅延について	各課	66
H300 03S	入札(見積)結果の公表漏れ等について	各課	68
H300 04S	機密文書再資源化処理業務委託(仕様内容について)	総務局総務部総務課	74
H300 05S	機密文書再資源化処理業務委託(積算内訳書の徴収について)	総務局総務部総務課	75
H300 06S	機密文書再資源化処理業務委託(業務の履行確認について)	総務局総務部総務課	75
H300 07S	職員定期健康診断等業務委託(仕様内容について)	人材育成課	79
H300 08S	ちば市政だより制作等業務委託(再委託の管理について)	広報広聴課	97
H300 09S	市役所コールセンター運用業務委託(審査会による審査について)	広報広聴課	100
H300 10S	市役所コールセンター等構築・運用業務委託(審査会による審査について)	広報広聴課	101
H300 11S	千葉県臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託(再委託の管理について)	保健福祉総務課	107
H300 12S	がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託(業務の履行確認について)	健康支援課	112
H300 13S	特定健康診査等のデータ入力委託(契約書の内容について)	健康支援課	114
H300 14S	特定健康診査等のデータ入力委託(再委託の管理について)	健康支援課	115
H300 15S	特定健康診査等のデータ入力委託(契約の内容について)	健康支援課	116
H300 16S	千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託(仕様内容について)	精神保健福祉課	122
H300 17S	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託(積算内訳書の徴収について)	幼保運営課	129
H300 18S	千葉市里親制度推進事業業務委託(予定価格調書の作成について)	児童相談所	131
H300 19S	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託(予定価格の積算について)	収集業務課	132
H300 20S	市内医療・福祉分野産学連携推進事業委託契約(概算払における精算)	産業支援課	137
H300 21S	“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託(委託事務の管理について)	観光プロモーション課	141
H300 22S	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託(委託事務の管理について)	観光プロモーション課	143
H300 23S	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託(保証金の免除について)	観光プロモーション課	146
H300 24S	市営競輪開催に伴う競輪事務委託(予定価格調書の作成について)	公営事業事務所	147
H300 25S	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費委託(誓約書の入手について)	公営事業事務所	148
H300 26S	千葉競輪場開催業務等包括委託(再委託の管理について)	公営事業事務所	150
H300 27S	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他(予定価格調書の作成について)	交通政策課、土木保全課	159
H300 28S	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他(契約書の内容について)	交通政策課、土木保全課	160
H300 29S	街路樹維持管理業務委託、公園等維持管理業務委託(競争性の確保について)	各公園緑地事務所	171
H300 30S	公園・街路樹剪定等業務委託(委託事務の管理について)	中央・稲毛公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所	181
H300 31S	動物公園汚水処理場外維持管理業務委託(予定価格調書の保管について)	動物公園	189
H300 32S	動物公園入園料等収納業務委託(委託事務の管理について)	動物公園	191
H300 33S	指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託(契約書の内容について)	自転車政策課	197
H300 34S	車道及び歩道清掃業務委託(契約書の内容について)	各土木事務所維持建設課	202
H300 35S	草刈・除草外業務委託(契約書の内容について)	各土木事務所維持建設課	208

No.	項目	所管課	報告書 記載頁
H300 36S	花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託 他（予定価格の積算について）	中央区を除く各区役所地域振興課	219
H300 37S	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他（仕様内容について）	稲毛区地域振興課	223
H300 38S	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他（再委託の管理について）	中央区を除く各区役所地域振興課	223
H300 39S	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託（業務の履行確保について）	美浜区地域振興課	228
H300 40S	千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託（再委託の管理について）	消防局総務部施設課	231
H300 41S	「千葉市学力状況調査の実施」業務委託（再委託の管理について）	教育指導課	234
H300 42S	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（請求書の管理について）	保健体育課	238
H300 43S	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（委託事務の管理について）	保健体育課	239
H300 44S	小学校給食調理業務委託（請求書の管理について）	保健体育課	243
H300 45S	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託（審査会による審査について）	生涯学習振興課	244
H300 46S	放課後子ども教室運営業務委託（審査会による審査について）	生涯学習振興課	246
H300 47S	千葉市文化財普及業務委託（委託料の支払について）	文化財課	248
H300 48S	加曽利貝塚博物館管理業務委託（予定価格の積算について）	加曽利貝塚博物館	250
H300 49S	加曽利貝塚博物館管理業務委託（最低制限価格の設定について）	加曽利貝塚博物館	251

平成30年度包括外部監査結果(指摘事項)

監査テーマ:業務委託に係る事務の執行について

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 001 S	個人情報の 取扱いにつ いて	<p>(1)現状分析 個人情報を取り扱う委託契約では、委託契約書で「個人情報取扱特記事項」を定めるとともに、委託先事業者から同特記事項第3(適正な管理)等に従い、個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告を求めなければならない。 一方、本監査の詳細調査において、個人情報の取扱いに関連して「個人情報の取扱いが想定されないにも関わらず個人情報取扱特記事項を含めている(ただし、必要書類は徴収していない)」、「個人情報を取り扱う委託事務としているにも関わらず個人情報取扱特記事項で定める必要書類を入手していない」という状況が見受けられた。</p> <p>(2)原因・問題点 このような状況が生じている原因として、個人情報を取り扱う業務を外部委託することの重要性の認識が欠如していることに加え、委託する業務の仕様内容に基づき、個人情報を取り扱うか否かの判断や取り扱われる領域に対して十分な検討が行われていない、個人情報の定義が発注課で十分理解されていないことが考えられる。</p> <p>【指摘】 業務を外部委託する際には、委託内容に個人情報が含まれるかどうかを十分確認の上で委託契約書を作成するとともに、個人情報の取扱いが委託内容に含まれる場合には、委託先事業者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているかどうかを確認されたい。 市が個人情報を含む委託業務を履行させるに当たっては、「千葉県個人情報保護条例」(平成17年千葉県条例第5号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守する必要がある。「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報管理責任者の設置状況、個人情報を取り扱う際の遵守すべき事項等を周知させるための研修等の実施計画についての報告を求め、個人情報の適切な管理のための措置が図られているかどうかを十分に確認する必要がある。</p>	措置済 (令和3年10月)	<p>個人情報を取り扱う委託契約については、平成31年3月25日に、政策法務課市政情報室長が、各所属長に対し「個人情報取扱特記事項の遵守について(通知)」を发出し、個人情報取扱特記事項の遵守について周知徹底した。 これに基づき、各所属において、個人情報を取り扱う事務の委託を行うときは、「個人情報取扱特記事項」の内容を委託事業者に遵守させるよう徹底し、委託事業者から必要書類を徴収するとともに、委託する事務が個人情報を取り扱うものでないときは、委託契約書に「個人情報取扱特記事項」を含めないこととした。</p>	各課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30002S	支払遅延について	<p>(1)現状分析 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年12月12日法律第256号)、いわゆる支払遅延防止法では、同法第6条(支払時期)において、「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。」と定められている。また、同法律は地方公共団体のなす契約に準用される(同法第14条)。 本監査の詳細調査において、契約関係書類として保管されている請求書を確認したところ、請求書に押印されている市受付印の日付から支出(予定)日までの期間が30日を超える状況が見受けられた。なお、この場合において、同法第8条で定める約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の計算及び支払は行われていない。</p> <p>(2)原因・問題点 同法第2条では、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないとしている。また、同法第6条(支払の時期)第2項によると、相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、市は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとし、また、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合は、当該請求の拒否を通知した日から市が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとする定められている。 各契約事務の発注課へ確認したところ、「年度末には請求書を早期に受領するため請求書受領日から支出日までの期間が30日を超える場合がある」、「請求書受領後に不備が発見された場合に委託先事業者の確認を求めるところから支出命令書起草までに時間を要する場合がある」、「支払遅延について相手方了承済であり、支出命令書にその旨記載しており問題ないと認識している」といった回答を受けている。相手方から請求書を受領後、請求書の不備を発見した場合には、市では上記の同法第6条第2項の定めに基づき、相手方了承済のもと一定期間を約定期間に算入していないと考えられるが、請求書やその他契約関係書類からは、約定期間に算入しない期間の開始日、すなわち請求を拒否した日から不当な内容を改めた請求日が明らかでない。このような状況において、相手方了承済のみをもって、信義に従って誠実に契約が履行されたかどうかを確認することは困難である。 【指摘】 支払期日を起算するための適法な支払請求日を明確にするよう、運用を改められたい。 相手方の請求書に不備があり、そのため当初の請求書受領日から支払日までに約定期間に算入しない期間が生じる場合には、その開始日、すなわち請求を拒否した日と請求書の不備を改めた後の支払請求日を明確にする必要がある。 支出命令書に相手方が了承済であることを記載するのみで外形上、約定期間を超えた支払を認めることは適切ではない。市全体として、このような慣習を見直すとともに、約定期間に算入されない期間の記録方法を含めた請求書の取扱方法を整備し、周知を図られたい。その上で、やむを得ず支払が遅延する場合には、遅延利息を計算し支出を行うべきである。</p>	措置済 (令和2年3月)	支払遅延について、支出命令書に相手方が了承済であることを記載する取扱いを改めた。 また、請求書の不備により支払期日を延長する場合は請求書の再取得日を明確にするよう、各所属長宛てに通知し、全職員への周知を図った。	各課
H30003S	入札(見積)結果の公表漏れ等について	<p>(1)現状分析 一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する場合は、各局が定める「入札(見積)結果の公表に関する事務取扱要領」に基づき、入札結果や見積結果について、市ホームページの入札情報等ポータルサイトへ原則として落札者や相手方を決定したときから翌年度終了まで公表する必要がある。一方で、詳細調査の対象とした契約事務の中に、以下のような状況が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> > 公表期間が短い > 公表開始時期が遅い(本詳細調査にあわせて公表を開始しているケースもある) > 公表漏れ (公表に当たっての決裁は行われているが、公表自体が行われていない場合を含む) > 公表期間が長い </p> <p>(2)原因・問題点 各契約に係る入札(見積)結果の登録は、市政情報提供システムにおいて、契約事務担当職員が行うものであるが、事務取扱要領の定めや公表期間の設定方法が十分に理解されていなかったことが主な原因と考えられる。 入札(見積)結果の公表漏れは、単に事務取扱要領に従った事務手続が実施されていないという形式的な事象にとどまらず、市民やその他利用者に情報が適時に開示されていないという、透明性や公平性に係る重大な問題が含まれる。 【指摘】 入札(見積)結果について、落札者や相手方が決定した時から速やかに、かつ適切な期間にわたり公表されたい。 適切な開示により契約情報の透明性を高めるとともに、利用者への公平な情報提供が行えるよう、各局で定めた「入札(見積)結果の公表に関する事務取扱要領」を遵守し、情報公開を実施していく必要がある。</p>	措置済 (令和3年12月)	入札(見積)結果については、平成31年3月29日に、契約課長が、各所属長に対し「適正な入札・契約の執行について」を发出し、本指摘の内容を周知した。 これに基づき、一般競争入札等の公募により参加者を募集する場合は、各所属において、各局で定めた「入札(見積)結果の公表に関する事務取扱要領」を遵守し、発注情報と入札(見積)結果を入札情報等ポータルページで公表している。	各課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 004 S	機密文書再 資源化処理 業務委託(仕 様内容につ いて)	<p>① 現状分析 本委託業務における機密文書の収集の範囲には、本庁舎のほかにも各区役所も含まれている。しかしながら、入札に係る設計図書には本庁舎での機密文書の収集回数及び予定数量のみが記載されるにとどまっており、契約書においても各区役所に係る収集回数等が記載されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 入札募集時において仕様内容が不明確であれば、入札価格の適切な見積もりが困難となるばかりでなく、入札参加の阻害要因にもなりかねない。過去に契約実績があり業務実態を知る事業者以外が入札参加を敬遠する原因となり、競争性が著しく損なわれるおそれがある。 また、契約における業務の履行範囲が不明確な状況にあると、市と事業者間の責任関係も不明確になり、適切な業務執行に当たっての阻害要因になりかねない。</p> <p>【指摘】 本契約において、各区役所の収集回数、予定数量などの仕様について、設計図書や契約書に明記されたい。 また、同一事業者の落札が継続している案件については、仕様内容が特定の事業者でなければ不明確な内容となっていないか、十分に確認されたい。</p>	措置済 (令和元年9月)	令和元年度の業務委託契約から、履行範囲を明確にするため、入札募集時の仕様書に、市役所本庁舎以外の機密文書の収集回数及び予定数量等を記載した。	総務局総務部総務課
H30 005 S	機密文書再 資源化処理 業務委託(積 算内訳書の 徴収につ いて)	<p>① 現状分析 本委託業務において、契約者決定時に徴収した積算内訳書は、収集、粉碎などの工程毎の1kg当たり単価が記載されているが、その根拠となる工数や経費などの細目が明示されていない。一方で、同積算内訳書では、各工程の合計金額(60円/kg、税抜)の2/3にあたる40円/kg(税抜)を一括して「値引き」で表示し、その値引の根拠を示すことなく積算内訳を市へ提示している。 当該積算内訳に基づき、市は最終的に当該事業者と契約締結している。</p> <p>② 原因及び問題点 市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。本契約においては、入札不調のため随意契約に移行しているが、当該状況を踏まえ、徴収した積算内訳書に基づき、より慎重に業務の履行可能性等を検証することが求められる。 本契約事務における積算内訳書は、上記趣旨に鑑みると著しく不十分であり、適切な検証が行われていたとは言い難い。 各工程の積算合計の単価に2/3を「値引き」するような内訳書を提示された場合、業務の履行可能性だけでなく、最低賃金法に抵触しているか否かについて、慎重に検討をすべき状況にあったと考える。</p> <p>【指摘】 委託先事業者決定に当たっては、積算内訳書に基づき、業務の履行可能性や労働関係法令等を遵守可能な内容であるかどうかを十分に検討されたい。 積算内訳書で業務内容毎に積算内訳が示されていたとしても、本契約事務のように、値引額で一括調整されているようなものは、業務の履行可能性等を検証する上で不十分である。市による適切な指導の下、検証するに足る積算内訳書を徴収されたい。</p>	措置済 (令和元年9月)	本業務委託については、令和元年度契約から、値引き額の記載のない業務内容毎の積算内訳をもとに積算根拠及び履行確保が可能であることを確認し、落札者を決定した。	総務局総務部総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 006 S	機密文書再 資源化処理 業務委託(業 務の履行確 認について)	<p>① 現状分析 本委託業務の契約書及び仕様書においては、本委託業務の対象である機密文書について引渡数量を確認する旨の記載がない。また、完了報告書の処分数量の単位(重量によるか箱数によるか)についても仕様書に定めがない。実際に本委託業務の履行時には、庁舎の駐車場などにおいて、総務課職員立会のもとで、各部署の市職員から委託先事業者へ機密文書の引き渡しが行われているが、その際に市職員による引渡数量の確認はなされていない。また、業務の履行実績として、市では委託先事業者から処理数量(kg単位)の報告書を受領し、それをもって検査が実施されているが、上記状況から引渡数量との照合は実施されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 機密文書の引渡数量が把握されていないため、事業者が確実に引渡された機密文書を処理し、その報告が引渡数量と整合しているかが確認できない。そのため、仮に処理漏れにより機密文書が流出したとしても、その事実が把握できない状況にある。</p> <p>【指摘】 機密文書を取り扱う本委託業務において、引渡数量、処理数量を市が把握・確認し、文書の流出がないことを確認されたい。具体的な方策としては、以下の対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 委託先事業者に引き渡す際に、市と委託先事業者の両方で引渡箱数を確認した上で、引渡箱数が記載された受領書を入手する。 > 委託先事業者による機密文書の処分完了後、市担当者は委託先事業者から重量だけではなく箱数も記載された処理報告書を入手する。 <p>また、回収と処分を別事業者に委託し、処分漏れがないか相互牽制が行われるようにすることも考えられる。</p>	措置済 (令和元年8月)	令和元年度の業務委託契約から、契約書及び仕様書に以下の内容を記載し、機密文書の引渡数量及び処理数量把握についての改善を行った。 ・回収実施時に、市と受託者双方で箱数の確認を行い受領書を徴収する。 ・業務完了時に、受託者から重量と箱数を記載した処理報告書を徴収する。	総務局総務部総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 007 S	職員定期健康診断等業務委託(仕様内容について)	<p>① 現状分析 本委託契約は、健康診断の種別ごとの単価に、実際の受診者数を乗じて委託費が計算される単価契約である。そのため、入札時の募集要項には、健康診断の種別毎の想定受診者数が記載されている。また、この想定受診者数に検診種別毎の単価を乗じて予定価格が算定されている。 しかしながら、この想定受診者数には、実際に予想される人数よりも少ない人数が記載されている。平成29年度の一般健康診断の受診者数は、入札時の仕様書では4,500名だが、実績は5,253名であった。このような傾向は継続しており、予定価格積算の前提となる受診予定者数よりも実際の受診者数が多いことから、平成27年度から29年度のいずれの年度においても支払実績が予定価格を超過している。なお、市は雇用者として常時使用する労働者たる職員に定期健康診断を毎年受診させる義務を負っており(労働安全衛生法第66条第1項)、受診予定者数を想定しうる状況にある。 受診者数が少なく見積もられている原因は、執行可能予算内に予定価格を収めるためとのことである。予算総額は前年度実績に基づいて算定されているが、各部局へ執行可能予算が配付される段階で予算額の10%が留保される方針となっているため、当初の執行可能予算は予想される健診費用よりも少なくなっている。</p> <p>② 原因及び問題点 執行予算の当初配当額が実際に予想される本委託契約の業務委託費よりも少ないため、受診者数を実際よりも少なく見積もることにより、予定価格の算定結果を不当に低く算定している。 その結果、入札時の仕様書に記載されている受診者数と実際に予想される受診者数が乖離しているため、入札参加事業者による事業規模に応じた単価の適切な積算を阻む要因となっている。また、過去に契約実績があり業務実態を知る事業者以外が落札・契約した場合に、想定した以上の業務量となり、適切な業務の履行が確保できないおそれがある。</p> <p>【指摘】 実際に予想される必要数量に基づいて仕様を決定し、予定価格を算定されたい。 本契約においては、職員数や過去の受診率、採用予定人数などから受診者数を適切に見積もり、これに単価を乗じて予定価格を算定されたい。 市は職員に定期健康診断を受診させる義務があることから、受診者数は市が任意に決定できるものではない。そのため、予想される受診者数と単価を乗じた金額よりも執行予算が低い場合は、執行予算内に予定価格を抑えるため、検査項目の整理などの仕様の変更や適切な単価の算定を通じて単価を低減させることが必要である。そのような措置が適当ではない場合は、財政部門と協議の上、適切な予算の配当を受ける必要がある。</p>	措置済(令和2年12月)	本委託契約について、令和2年度契約分から、過去の受診者数の平均や採用予定人数により仕様書の発注予定数量を決定し、これに単価を乗じて予定価格を算定した。	人材育成課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 008 S	ちば市政だより制作等業務委託(再委託の管理について)	<p>① 現状分析 本委託契約を締結する事業者において、仕様内容にある版下データの制作業務を再委託している(ちば市政だより制作等業務委託契約(a)平成29年4月15日号・5月15日号、(c)平成29年6月1日号～9月1日号、(d)平成29年6月15日号～9月15日号、(e)平成29年10月号～平成30年4月号)。 市では、契約締結後業務開始時に、委託先事業者から再委託が行われる旨、口頭で報告を受けているものの、書面による再委託の承諾申請及び承諾手続は実施されていない。また、委託先事業者と再委託先の契約状況や、再委託先に対する業務履行状況等についても、長年にわたり同じ事業者と契約していることから確認が行われていない。</p> <p>② 原因及び問題点 入札執行に当たり一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、このため、仕様内容を踏まえて再委託を行わせてはならない主たる部分を設計図書で事前に定めることにより、入札参加者に、主たる部分の再委託を行わせないようにし、委託契約書でもその旨を規定することにより、業務履行時に徹底を図ることとしている。本委託業務における版下データの制作業務は、その業務の性格から重要な工程の一部であり、「主たる部分」として設計図書で指定すべきかどうかを十分検討すべきものである。また、再委託を認める場合においても、業務開始時に書面にて事業者から再委託申請を受けた上で、再委託先やその他必要な事項の通知を請求し、再委託先が本業務履行の上で問題とならないことを十分確認の上、再委託に係る承諾をする必要があったと考える。これらの観点から、本委託業務においては、主たる部分であるかどうかの十分な検討手続、再委託承諾手続に不備があると考える。</p> <p>【指摘】 仕様内容を定める際には、業務の履行確保を確かなものとするために、再委託を禁止する主たる部分を十分に検討し、設計図書へ適切に定められたい。 また、主たる部分に該当しない業務について、委託先事業者から再委託の申請があった場合には、再委託が行われる業務の重要性を仕様内容に照らして評価し、必要と認められる場合には、再委託先やその他必要な事項の通知を請求した上で、十分な検討を行い承諾されたい。 版下データの制作業務は、本業務内容に鑑み重要性が認められるため、設計図書の作成段階から再委託を認めるかどうかについて、十分検討される必要がある。</p>	措置済 (令和3年12月)	再委託を禁止する主たる部分については、完成品を市に納品するための総括的な業務管理と整理し、令和元年7月号以降の契約分から、仕様書に明記した。 また、再委託が許容される業務については、委託業者からあらかじめ提出される再委託通知で、再委託先の情報と業務内容を確認している。	広報広聴課
H30 009 S	市役所コールセンター運用業務委託(審査会による審査について)	<p>① 現状分析 平成28年度末で市役所コールセンターの業務委託契約が満了することに伴い、次期コールセンターへの更新を予定していたが、年度切り替えに伴う繁忙期における市民サービスの低下を避けるため、更新時期を平成29年4月から12月に変更した。これに伴い、現行コールセンターの運用を11月30日まで継続することとしたため、従来の委託先事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の定めに基づき、随意契約を締結している。 「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」によれば、1件当たりの設計金額(予定価格)が1,000万円以上のものに係る随意契約について、「随意契約の相手方及び理由に関すること」を審査会で審議することとしている。 本随意契約の予定価格は4,500万円(税抜)であることから、「随意契約の相手方及び理由に関すること」の審査を要求されるが、入札参加資格等審査会が開催されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」では審査会による検討が必要とされているが、発注課担当者の失念により開催されなかったとのことである。審査会を設置する目的は、審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保し、適切かつ合理的な審査を行うことにあるが、当該趣旨が十分に理解されておらず、契約事務に対する意識が低いことが原因であると考えられる。</p> <p>【指摘】 審査の機能強化を図り、手続の透明性及び公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。 本委託業務においては、当初計画を変更し、委託先事業者と継続して随意契約を締結するものであるから、審査会において、特に随意契約の理由について十分な審議が必要であったと考える。</p>	措置済 (令和元年9月)	今後、業務委託等の契約を締結する際には、「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」に基づき同審査会を開催し、参加資格や随意契約の理由について十分な審議を行うよう、所属長から所属職員に対して周知徹底した。	広報広聴課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 010 S	市役所コールセンター等構築・運用業務委託(審査会による審査について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、市役所コールセンターのリニューアルに関する構築、運用業務の委託であり、市に最も優れた企画提案をする事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用している。 「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」によれば、1件当たりの設計金額(予定価格)が1,000万円以上のものであるに係る随意契約について、「随意契約の相手方及び理由に関する事」を審査会で審議することとしている。 本随意契約はプロポーザル方式を採用するもの、予定価格は5億72百万円であったことから、「随意契約の相手方及び理由に関する事」の審査を要求されるが、入札参加資格等審査会が開催されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」では審査会による検討が必要とされているが、発注課担当者によると、選定の際に開催した「選定委員会」が要綱第2条但し書「所管課(業務委託等の発注課)において個別に入札参加資格等を審査するための委員会等を設けるものを除く。」に該当すると考えていたため開催されなかったとのことである。 しかしながら、プロポーザル方式にあっても随意契約の一形態であり、本委託業務の事業者選定に当たり、プロポーザル方式を採用した理由(随意契約の理由)については、審査会で適切に審議される必要があったと考える。 【指摘】 審査の機能強化及び手続の透明性及び公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。 本委託業務においては、プロポーザル方式を採用しているものの、価格競争によらないプロポーザル方式を採用する理由について、審査会にて十分な審議が必要であったと考える。</p>	対応中	公表内容調整中	広報広聴課
H30 011 S	千葉市臨時福祉給付金(経済対策)支給業務一括委託(再委託の管理について)	<p>① 現状分析 市は平成26年度から臨時福祉給付金業務関係の委託を行っており、平成27年度より、コールセンター、人材派遣等の業務を一括して委託している。 平成29年度の事業者選定に当たり、市では契約方法を随意契約として、前年度の給付金業務を委託した日本電気株式会社千葉支社を委託先事業者として選定している。これは、本委託業務の内容が多岐に亘るため、契約の相手方の変更は事務の引継ぎやスタッフの研修に膨大な時間と労力を要することから、効率的な業務運営の継続性に鑑みたものである。 本委託業務に含まれる各業務の履行は、 (a)コールセンター業務・・・NECビジネスプロセッシング株式会社 (b)区役所受付窓口業務・・・NECネクサソリューションズ株式会社 (c)事務処理業務・・・NECネクサソリューションズ株式会社、株式会社トウインクル (d)参照システム構築・運用業務・・・NECソリューションイノベータ株式会社が担っており、委託先事業者は全体管理業務を行っている。 委託先事業者は、再委託先4者についての再委託承認書を平成29年1月4日に提出しているが、市ではこれに対して委託承諾書を発行していない。</p> <p>② 原因及び問題点 委託契約書第7条3項によると、受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならないとされているが、平成29年度の委託事務においては委託承諾書を発行していないため、当該条項に違反している。 【指摘】 委託契約の履行責任の所在を明確にするため、受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得るとする委託契約を遵守されたい。</p>	措置済 (令和元年9月)	当該監査の結果を受けて発出された平成31年3月29日付け契約課長通知「適正な入札・契約の執行について」に基づき、再委託に当たっては、あらかじめ書面により承諾を行うよう、所属長から所属職員に対して周知徹底した。	保健福祉総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 012 S	がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託(業務の履行確認について)	① 現状分析 本委託事業は、検診票等の帳票作成、当該帳票の医療機関別の封入封緘、及び医療機関への帳票の配置を行うことを目的としている。 委託先事業者は、作成したがん検診票等を直接、医療機関に納品し、市に対しては納品書を提出している。しかしながら、市では納品書の受付を行っているものの、仕様書どおりに製作物が適正な数量納品されたことの確認が行われていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務の仕様書では、がん検診票等の製作物を所管課が指定する協力医療機関に納品する旨記載されているため、納品が確認されなければ、本委託業務が履行されたとは言えない。仮に数量誤りや不良品などがあっても、委託先事業者からの請求に応じて支払が行われるおそれがある。 【指摘】 業務の履行を確認するために、医療機関から受領証を入手するなど適切な検収作業を行うことを検討されたい。	措置済 (令和3年3月)	本委託契約については、平成30年度委託分から、委託先事業者が医療機関へ直接納品する場合は、医療機関からの受領書を提出させ、履行確認を行っている。 また、令和元年度委託分から、封入封緘作業の実地確認及び抽出検査を行うことにより、業務の履行を確認している。	健康支援課
H30 013 S	特定健康診査等のデータ入力委託(契約書の内容について)	① 現状分析 市と一般社団法人千葉市医師会(以下、「千葉市医師会」という。)との間では、「平成29年度特定健康診査等委託契約書」を平成29年4月1日付で締結しており、特定健康診査等のデータ入力委託もこの契約に包含される。本契約書は、千葉市医師会と市が協議のうえ作成した様式のもの継続的に使用されており、市の所定様式の委託契約書が使われていない。そのため、契約書の中には秘密保持の条項や、瑕疵担保責任の条項が含まれていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務の中には、特定健康診査等に係るデータ入力結果等、秘密保持事項の対象となるものがあるため、本契約においても秘密保持の規定が明記される必要があると考える(なお、個人情報特記事項については市所定のもので契約書に含まれている。) また、本委託業務においては、委託業者からの入力データの納品が仕様に適合したものである必要があるため、成果物の瑕疵に対して修補とともに損害賠償を定めた規定を契約書上、明記する必要があると考える。 【指摘】 委託契約を締結する際には、市の所定の委託契約書を使用するか、もしくは秘密保持や瑕疵担保責任の条項が規定された契約書を作成されたい。	対応中	公表内容調整中	健康支援課
H30 014 S	特定健康診査等のデータ入力委託(再委託の管理について)	① 現状分析 市と千葉市医師会との間で締結した本業務委託に係る契約書では、特定健康診査実施の包括的な契約がされているが、本契約のうち、特定健康診査等記録の作成及び送付の業務については、「特定健康診査等結果データの電子化対応が困難な医療機関においても特定健康診査等の実施を可能とするため」という理由で再委託が行われている。 本契約書第11条第2項では、「再委託を行う場合、受託者または医療機関は当該委託先に対し、本契約に定める受託者の遵守義務と同等の義務を負わせるものとする」とあるが、千葉市医師会と再委託先との「健康診査等データ化代行サービスの契約書」(以下、「再委託契約書」という。)には、個人情報取扱特記事項が含まれていない。また、再委託契約書には、千葉市医師会による業務の調査権の規定(本契約書第13条に相当)や、再委託禁止の規定(本契約書第11条に相当)がない。 ② 原因及び問題点 委託業務の履行状況について、市では再委託先の業務を直接モニタリングすることができない。そのため、本契約書第11条2項では、再委託先においても直接の委託先事業者である千葉市医師会と同様の義務を負わせるものとしているが、現状、それが再委託契約書によって担保されていない。 本委託業務は、ほぼ全てが再委託先によって実施されるものであるため、再委託契約書の条項の適切な措置及び千葉市医師会による業務のモニタリングが必要と考える。 【指摘】 再委託に当たっては、委託業務の適正性が担保されるように実施されたい。 本業務委託においては、再委託契約書の内容を「平成29年度特定健康診査等委託契約書」第11条2項に従ったものにし、また、委託先事業者による再委託先の業務に対する適切なモニタリングが行われるように、委託先事業者に指導されたい。	措置済 (令和2年12月)	令和2年度から、再委託契約書において、個人情報取扱特記事項、千葉市医師会による調査権の規定及び再委託禁止の規定が盛り込まれた。	健康支援課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 015 S	特定健康診 査等のデー タ入力委託 (契約の内容 について)	<p>① 現状分析 本委託業務における平成29年度の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日であるが、平成29年度特定健康診査等に係るデータ入力業務は、翌年度の平成30年5月まで行われている。一方で平成30年度の本委託業務では、国の特定健康診査の制度変更に伴い特定健康審査の受診記録票、受診問診票の記載項目が増加したことにより仕様変更が行われ、パンチ入力件数の単価が変更されている(特定健康診査受診記録票の入力単価:平成29年度130円/件、平成30年度138円/件)。 このような中、平成30年4月、5月に行われたデータ入力業務(平成30年4月度1,275件、平成30年5月度28件)については、制度改正前の受診記録票、受診問診票の入力業務であるにも関わらず、平成30年度契約に基づく改定後単価で算定されている。</p> <p>② 原因及び問題点 平成30年度契約における単価の改定は、当該年度の特定健康診査等のデータ入力業務の仕様書に基づき設定されたものであるため、平成29年度のデータ入力業務に対して、改定後単価を適用するのは適切ではない。 この問題は、契約期間満了日が実際の業務が全て完了する前の3月31日と設定されていることに起因するものであるが、契約期間を債務負担行為による予算措置を図った上で、実際の業務完了日までとすることや、または契約上、入力する帳票の種類に応じたデータ入力単価を設定することで対応できるものと考えられる。</p> <p>【指摘】 委託契約においては、実際の業務の内容に則った契約期間または契約単価を設定されたい。 本委託業務の場合、翌年5月までの委託期間とするか、あるいは平成30年度の委託契約において平成29年度帳票のデータ入力単価を別途設定することで、委託業務の内容と請求金額とが整合したものになると考える。</p>	措置済 (令和2年8 月)	本委託契約においては、令和元年度から、過年度分帳票のデータ入力業務について、入力年度の単価で支払を行うことを契約書に明示した。	健康支援課
H30 016 S	千葉県ひきこ もり地域支援 センター運営 業務委託(仕 様内容につ いて)	<p>① 現状分析 本委託契約の仕様書において、千葉県ひきこもり地域支援センターの設備、本業務により生じた諸経費等は、一部の経費を除き、委託先事業者が負担することになっており、委託先事業者はセンター運営に要する経費について、「その用途を明確にするとともに、領収書等の証拠書類を適切に保管した上で、千葉市の指示に従い報告書を提出すること」としている。 市は当該運営経費の精査を行い、委託料に余剰がある場合には委託先事業者に対して概算支出した委託料の返還を命じ(委託契約書第20条第2項)、一方で、運営経費の総額が委託料を超過した場合には、委託先事業者がこれを負担する。 委託先事業者はこれに基づき、「千葉県ひきこもり地域支援センター会計報告・精算書」(以下、「会計報告等」という。)を市に提出しているが、運営経費の「車両費」の中に、本事業の運営経費の範囲に含まれるか疑義のある車両の修理代金が含まれている。但し、当該費用は委託料を超過した部分であるため、市はこれを負担していない。 また、本事業の運営経費の中には、他の事業との共通経費の一部が按分され計上されているが、その按分基準が明確ではない。</p> <p>② 原因及び問題点 委託料は概算で支払われ、委託料に余剰があると認められたときは、委託先事業者に対して返還を命ずるとされているため、委託先事業者が報告する運営経費の内容は十分に精査されなければならない。一方で、仕様書上、運営経費は「通信運搬費、消耗品費、損害保険料、燃料費、旅費、印刷製本費、その他経費」と例示されているのみであり、その範囲が明確になっておらず、また、共通経費の按分基準も明確でないことから、会計報告等に記載された運営経費の妥当性の検証が困難である。</p> <p>【指摘】 適切な運営経費が報告されるよう、運営経費の範囲を仕様上、明示されたい。 具体的には、必要な運営経費の項目を限定列挙し、それに該当しない経費については、「その他市が必要と認める経費」として記載し、支出に際し事前に市の承認を受けるように手当てすることが考えられる。 また、他の事業との共通経費の按分基準については、会計報告等の中で当該基準を明確にする旨、仕様書に記載することが考えられる。</p>	措置済 (令和元年9 月)	本業務委託については、令和元年度委託分から仕様書を改め、運営経費の範囲を限定列挙し、それ以外に必要な経費が発生した場合は、事前に市の承認を受けることを明記した。 また、他の事業との共通経費の按分基準についても、会計報告の中で明確にするよう仕様書に記載した。	精神保健福祉課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 017 S	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託(積算内訳書の徴収について)	<p>① 現状分析 資産経営部長から各所属長への通知「適正な入札・契約の執行について」において、業務に見合った積算内訳書を作成し、適切な予定価格を設定するとともに、落札者決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することを求めている。 本委託業務では、予定価格の設定に当たり、事業者から参考見積書を取得しているが、落札者が参考見積書を取得した事業者と同一であり、また、入札価格が参考見積書と近似(参考見積書は落札金額よりも税抜で659千円高い)した金額であったことを理由に積算内訳書が徴収されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 積算内訳書は落札者決定に当たり、積算根拠の確認や適正な業務の履行確保等を検証することを目的として徴収するものであることから、その目的を異にする参考見積書で代替することはできない。市が公表する「入札の心得」では、「積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札」は「無効とする」とあり、そのことを踏まえると、当該入札についての有効性についても疑義が生じる。</p> <p>【指摘】 入札執行における落札者決定に当たっては、積算内訳書を徴収し、積算根拠の確認をするとともに、業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されたい。 入札価格が参考見積書と近似した金額であるとの理由により積算内訳書の入手を省略することは、積算内訳書を徴収する目的から認められるものではない。積算内訳書を徴収する目的を十分に理解し、適正な積算内訳書を徴収されたい。</p>	措置済 (令和元年9月)	本業務委託については、令和元年度契約から、徴収した積算内訳書をもとに積算根拠及び履行確保が可能であることを確認し、落札者を決定した。	幼保運営課
H30 018 S	千葉市里親制度推進事業業務委託(予定価格調書の作成について)	<p>① 現状分析 千葉市契約規則第22条では、随意契約においても予定価格を定める必要がある旨定めているが、本契約においては、予定価格調書が作成されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。千葉市契約規則第22条においても、随意契約の場合も予定価格を決定しなければならない旨を規定しており、同規則に従っていない。</p> <p>【指摘】 千葉市契約規則第22条に基づき、随意契約である場合も予定価格調書を作成されたい。</p>	措置済 (令和元年9月)	本業務委託について、令和元年度委託契約分から、千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成した。	児童相談所
H30 019 S	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託(予定価格の積算について)	<p>① 現状分析 本業務委託の予定価格算定に当たっては、参考見積書に基づいて計算した材料費及び印刷製本費に、別途見積もった打合せや紙面デザインに関する直接人件費、一般管理費、納入場所への運搬費を加算している。 材料費及び印刷製本費の算定基礎となった参考見積書の金額は、直接人件費や一般管理費、運搬費などの経費は別建てとなっており、これらの経費は見積もり総額に含まれていると思われる。直接人件費については、印刷製本費の単価計算において、上表記載のとおり調整がされているが、一般管理費及び運搬費については調整がされていない。結果として、算定された予定価格には、一般管理費及び運搬費に相当する金額が二重に含まれていると考えられる。 なお、予定価格の設計金額内訳書では、納品運搬費と一般管理費の合計は2,950千円となっている。</p> <p>② 原因及び問題点 予定価格が過大に積算された場合、本来あるべき金額より高い金額で契約が締結されるおそれがある。また、予定価格をもとに最低制限価格を算定する契約においては、最低制限価格が不当に高くなり、本来の落札者が失格するなどの影響が生じるおそれがある。 本委託業務においては、予定価格の算定において一般管理費及び運搬費に相当する金額が二重に計上されており、予定価格が過大となっている。その結果、平成29年度入札執行において、最低制限価格をわずかに下回り失格となった入札者がいたため、適切に予定価格を算定していた場合は、当該入札者は失格とならなかった可能性がある。</p> <p>【指摘】 予定価格の積算は、積算項目の漏れや二重計上等が行われないう、慎重に行われたい。 予定価格が適切に積算されないと、予定価格の超過や最低制限価格を下回ることによる失格の判断が適切に行えなくなる。本契約事務においては、取得した参考見積書における価格の前提条件を適切に評価した上で、運搬費や一般管理費などの経費を予定価格にどのように織り込むか検討する必要があった。</p>	措置済 (令和元年9月)	今後、参考見積書における価格の前提条件を適切に評価し、予定価格積算の際に積算項目の漏れや二重計上等の防止に十分に留意するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。	収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 020 S	市内医療・福祉分野産学連携推進事業委託契約(概算払における精算)	<p>① 現状分析 本委託業務は、亥鼻イノベーションプラザにインキュベーションマネージャー(以下、「IM」という。)2名を配置するものである。本契約は、委託料の支払方法として概算払が採用されており、市は毎四半期に概算額を支払い、年度最後に実際の勤務日数等に基づき精算している。しかしながら、契約書には「概算払いする」旨及び概算額の記載はあるが、最終的な支払額の算定方法及び精算方法についての記載がない。 精算時には、年度末に委託先事業者から上記費目の実際の支出額(間接費については直接経費の一定比率で計算)が示され、概算金額との差額を支払又は受領している。主な項目である「報酬」は、1日当たり単価に実際の勤務日数を乗じて算定されているが、福利厚生費、旅費交通費については、精算時に詳細な内訳が示されていない。なお、租税公課については、委託先事業者から控除対象外消費税の配賦に関する資料を入手しているものの、精算時の決裁に添付されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 恣意的な金額の算定を防ぐため、概算払を行うのであれば、最終的な支払額の算定基準や精算方法等を契約書等で明確にする必要がある。 また、精算の根拠となる受託者からの費目別支出額の報告についても、旅費交通費等の根拠を入手していないため、本事業と無関係な費用が混在するおそれがある。</p> <p>【指摘】 概算払による場合は、契約書や仕様書で概算額の算定基準や精算方法等を定めた上で実施されたい。 具体的には、現在の精算方法を前提とすると、以下のような事項の記載が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> > 給与(報酬)については、勤務日数に応じて金額を算定する旨及び勤務1日当たりの金額 > 福利厚生費や旅費交通費については、その範囲及び精算時にその明細を提出する旨 > 間接費については、その算定基準 > 租税公課については、その配賦基準 </p>	措置済 (令和元年9月)	本業務委託については、適切に概算払を実施するため、令和元年度契約分から、仕様書の内容について見直しを図り、各費目について概算額の算定基準を定めた。また、費目ごとに精算の要否を定めるとともに、その精算方法及び決算額について確認できる根拠資料の提出義務について定めた。	産業支援課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 021 S	“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託(委託事務の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務では、マーケティング調査業務の一環として、受託者は個人情報(アンケート謝礼のための住所氏名等)を収集している。 委託契約書における「個人情報取扱特記事項」には、「受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去し、発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。」とされている。しかしながら、本委託業務においては、事業の目的として収集された個人情報が市へ引き渡されておらず、また、文書による廃棄の指示や報告も行われていない。発注課担当者は、完了検査時に口頭で報告を受けたとのことであるが、これを裏付ける記録はない。 千葉県個人情報保護条例第11条第1項第4号では、個人情報を取り扱う実施機関は、「保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。」が義務付けられている。また、千葉県個人情報保護条例第12条の2第1項では「第11条第1項の規定は、前条第1項の委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。」と規定されているため、個人情報を取り扱う業務を市から受託した者は、契約終了後、受託業務のために収集し保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄・消去する義務がある。さらに、千葉県個人情報保護条例第12条第1項には「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託(中略)をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」とされている。</p> <p>② 原因及び問題点 本委託業務の発注者である市は、業務履行後、委託先事業者が本業務のために収集した個人情報について、速やかに廃棄・消去するよう指示し、報告を受ける必要がある。委託先事業者が市の業務に関して収集した個人情報が万が一漏えいや目的外利用された場合、市としても責任を負うおそれがある。 本委託業務におけるアンケート謝礼のための住所氏名等の個人情報について、漏えい又は目的外に使用されることを防止するため、委託契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託先事業者に当該個人情報の廃棄又は消去を指示する必要があったところ、指示書や報告書などの記録がないため、市個人情報保護条例第12条第1項の「必要な措置」が講じられているか確認できなかった。</p> <p>【指摘】 個人情報の適切な管理のため、個人情報取扱特記事項及び千葉県個人情報保護条例第12条第1項に基づき、業務終了後に廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を求められたい。 本契約においては、委託業務のために収集したアンケート謝礼のための住所氏名等の個人情報について、委託先事業者から文書での廃棄完了報告を入手されたい。 なお、業務委託の終了時において、個人情報の返還・廃棄に関する指示、報告を徹底させるためには、完了検査時のチェックリストを作成して個人情報の返還・廃棄をチェック項目とすることや、個人情報廃棄等の指示書のひな型を作成することなどが有用である。</p>	措置済 (令和元年9月)	本業務委託について、個人情報の適切な管理のため、文書での廃棄完了報告を求め、事業者から「個人情報消去・廃棄報告書」を受領した。 なお、今後、業務委託の終了時においては、個人情報の返還・廃棄に関する指示、報告を徹底するため、政策法務課が作成した「外部委託時のチェックリスト」を活用することとした。	観光プロモーション課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 022 S	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託(委託事務の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務である「都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託」の一環として、委託先事業者は個人情報として、Webサイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等を収集している。委託契約書における「個人情報取扱特記事項」には、「受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去し、発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。」とされている。しかしながら、本委託業務においては、事業の目的として収集された個人情報が市へ引き渡されておらず、また、文書での廃棄の指示や報告も行われていない。市契約担当者は、完了検査時に口頭で報告を受けたとのことであるが、これを裏付ける記録はない。なお、関連する個人情報保護条例の条文については、前述の「30. “ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託(No.119)」を参照されたい。</p> <p>② 原因及び問題点 本委託業務の発注者である市は、業務履行後、委託先事業者が本業務のために収集した個人情報について、速やかに廃棄・消去するよう指示し、報告を受ける必要がある。委託先事業者が市の業務に関して収集した個人情報が万が一漏えいや目的外利用された場合、市としても責任を負うおそれがある。本委託業務におけるWebサイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報について、漏えい又は目的外に使用されることを防止するため、委託契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託先事業者に当該個人情報の廃棄又は消去を指示する必要があるところ、指示書や報告書などの記録がないため、市個人情報保護条例第12条第1項の「必要な措置」が講じられているか確認できなかった。</p> <p>【指摘】 個人情報の適切な管理のため、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例第12条第1項に基づき、業務終了後に廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を求められたい。 本契約においては、委託業務のために収集したWebサイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報について、委託先事業者から文書での廃棄完了報告を入手されたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	平成31年4月1日に、経済部長が所属長に対して、「平成30年度包括外部監査(指摘・意見)に基づく業務委託事務の改善の徹底について(周知)」と題した文書を発出し、個人情報の取扱いについて、廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を提出させるよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。本業務委託については、事業者から「個人情報消去・廃棄報告書」を受領し、Webサイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報が消去されていることを確認した。	観光プロモーション課
H30 023 S	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託(保証金の免除について)	<p>① 現状分析 平成28年度の委託契約では、契約書には契約保証金の免除について「免除可能な場合は免除する」旨が記載されているのみで、免除するか否か最終的な判断が記載されていない。ただし、支出負担行為何には、千葉市契約規則第29条第3号(実績要件)に基づき免除する旨の記載がある。また、平成29年度の委託契約では、同規則第29条第5号(少額の随意契約)に基づき契約保証金を免除する旨が契約書及び支出負担行為何に記載されているが、発注課担当者に免除の理由について質問したところ、本契約(契約金額2,520千円(税込))についてどのような基準で「少額」と判定したか不明であり、契約保証金の免除の根拠は実際には第5号ではなく第3号である可能性が高いとの見解を得た。</p> <p>② 原因及び問題点 平成28年度契約書における記載内容は、公募段階における契約書案と同内容であり、事業者が選定され免除の可否が明確になった後も、契約書が適切に更新されなかったことが原因である。 平成29年度契約において、保証金免除の理由が千葉市契約規則第29条第5号と記載された理由は不明であるが、支出負担行為何において、契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議しなかったことが、判断を誤った要因の一つであると考えられる。</p> <p>【指摘】 紛争防止のため、契約書には契約保証金の免除の可否について明確に記載されたい。 また、不適切な理由による契約保証金の免除を防止するため、支出負担行為何に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議されたい。 決裁権限者は、千葉市契約規則の根拠条文を根拠資料とともに確認し、免除の要件を満たしているか適切に検証する必要があると考える。</p>	措置済 (令和元年10月)	平成31年4月1日に、経済部長が所属長に対して、「平成30年度包括外部監査(指摘・意見)に基づく業務委託事務の改善の徹底について(周知)」と題した文書を発出し、契約書には契約保証金の免除の可否について明確に記載し、支出負担行為何に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。本委託契約については、令和元年度契約分から、契約書に契約保証金を免除することを明記した。また、不適切な理由による契約保証金の免除を防止するため、支出負担行為何に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付して回議し、決裁権限者が、千葉市契約規則の根拠条文と照らし合わせて、免除の要件を満たしていることを確認した。	観光プロモーション課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 024 S	市営競輪開催に伴う競輪事務委託(予定価格調書の作成について)	<p>① 現状分析 本契約は、自転車競技法第3条第1号の「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務」についての業務委託契約である。自転車競技法第3条によって、本業務の委託先は、他の地方公共団体又は競技実施法人(現在認可されている団体は公益財団法人JKAのみ)に限られている。市職員は自ら競走前審査や審判業務を行う技術を持たないため、実質的に公益財団法人JKAへの委託が必須となっている。また、契約金額についても、自転車競技法第16条、自転車競技法施行規則第24条及び同規則別表で計算方法が定められている。</p> <p>一方、千葉市契約規則第22条では、随意契約においても予定価格を定めることを求めているが、本契約においては、予定価格の算定が行われておらず、予定価格調書も作成されていない。また、施行伺いにも執行予算額の記載はあるが、予定価格の記載はない。</p> <p>② 原因及び問題点 競輪を開催する上で、公益財団法人JKAに競走前審査や審判などの競輪競技に関する事務を委託すること及び契約金額の算定方法については、法令で定められている。</p> <p>しかしながら、予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。千葉市契約規則第22条においても、随意契約の場合も予定価格を決定しなければならない旨を規定しており、同規則に従っていない。</p> <p>【指摘】 千葉市契約規則第22条に基づき、随意契約である場合も予定価格を適切に決定されたい。</p>	措置済 (令和2年11月)	本業務委託については、令和2年度契約分から、適切に予定価格を決定し、予定価格調書を作成している。	公営事業事務所
H30 025 S	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費委託(誓約書の入手について)	<p>① 現状分析 市では、業務を委託するに当たり、委託先事業者における従事者への賃金の支払や労働関係法令の遵守を指導するとともに、「従事する職員の賃金や労働条件についても、最低賃金法などの労働関係法令を遵守する」ことを誓約する旨の誓約書の提出を求めているが、本委託業務においては当該誓約書が入手されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 他の競輪場での場外車券販売に関する業務委託という事業の性質のため、事業者の所在や実施場所は遠方であり、また間に他の競輪場の管理者が入るため、直接委託先事業者と交渉が行われることもない。そのため、労働関係法令の遵守状況などの情報は通常の業務委託契約よりも入手しづらい。よって、通常の契約以上に、「誓約書」の入手をとらして、労働関係法令の遵守状況の確認を行う必要があると考える。</p> <p>【指摘】 委託先事業者による業務履行時には、従事者に対する賃金や労働条件について、最低賃金法などの労働関係法令を遵守することを求める誓約書を入手されたい。</p>	措置済 (令和2年11月)	本委託業務については、令和元年度から、受託者に最低賃金法などの労働関係法令を遵守する旨の誓約書を提出させている。	公営事業事務所

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 026 S	千葉競輪場 開催業務等 包括委託(再 委託の管理 について)	<p>① 現状分析 本委託事業は、千葉競輪場の開催・運営に関する包括業務委託である。平成24年に公募型プロポーザル方式で受注者を選定し、3年間(平成25年度～27年度)の複数年契約を締結した。その後、市では競輪場の存続について検討し、平成29年度末での廃止の可能性があったため、随意契約で同一事業者と平成28年度から29年度の2年間の複数年契約として本契約を締結した。本契約で委託される事業には、車券の販売、払い戻し、警備、施設の運営・保守など、様々な業務が含まれている。これらの業務のうち、警備業務や送迎バスの運行など一部の業務は、受注者が自ら実施するのではなく、他の事業者に再委託しているものがある。 平成28年度から29年度の随意契約に際しては、再委託先の選定についても審査項目に含まれているが、受注者からの提案書には、「可能な限り既存事業者を活用する、受注者の『競輪事業の在り方に関する基本的な考え方』等を共有する事業者を選定する、新規委託契約は市内業者を優先する」といった方針が記載されているものの、具体的な再委託先については記載がない。 また、本契約の契約書第20条第1項ただし書きには、「ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得て開催業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合(以下「再委託」という。))は、この限りではない。」とあり、書面による市の事前承諾を条件として一部業務の再委託を認めている。しかしながら、市は再委託について文書による承諾を行っていない。さらに、業務実施計画書など受注者から市に提出されている書類には、再委託に関する内容が報告事項とされていない。</p> <p>② 原因及び問題点 本契約で委託する事業は、競輪場の開催・運営に関する包括業務委託であり、様々な事業が含まれる性質から、再委託が行われることが想定されるものである。そのため、受注者の選定に際しては、法令遵守の状況や事業者の業務遂行能力を評価するため、再委託先についても把握し、検討する必要がある。 しかしながら、平成28年の契約締結時には、既存事業者を優先するという方針はあるものの、具体的な再委託先の候補についての提案がなく、再委託先についての業務遂行能力や法令遵守の状況を検証できるものではなかった。 また、契約後においても、再委託先を把握し不適切な事業者への再委託を防止するため、再委託には書面での事前承諾が必要な旨を契約書第20条で定めているにもかかわらず、再委託に関する申請書や承諾書などの書面はなかった。 【指摘】 再委託について速やかに受注者と協議し、再委託についての承諾を書面で明確に残されたい。 いわゆる丸投げの防止や法令遵守の状況、事業者の業務遂行能力を評価するため、業務委託契約の受注者が再委託を行う場合は、市は再委託の状況及び再委託先を把握し、検討する必要がある。そのため、本契約では再委託について、書面での事前承諾を必要とする旨の規定を契約書に設けている。しかしながら、本契約においては、具体的な再委託先や対象業務について受注者から報告されておらず、書面による承諾も行われていない。 今後同様の包括業務委託契約の契約を締結する際には、一部業務の再委託が予想されるため、再委託先や再委託業務について具体的な提案を求め、受注者選定のための審査において、再委託先の法令遵守の状況や業務遂行能力についても、適切に検証していくことが必要である。</p>	措置済 (令和2年2月)	平成31年度千葉市営競輪開催業務等包括委託契約について、平成31年4月1日に受注者から書面で再委託についての事前協議依頼を受け、同日、書面で承諾した。	公営事業 事務所
H30 027 S	千葉都市モノ レール施設 更新改良業 務委託他(予 定価格調書 の作成につ いて)	<p>① 現状分析 千葉都市モノレール施設の更新改良は、平成23年9月29日に千葉都市モノレール株式会社との間に締結された「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」に基づき、市が更新改良に要する費用を負担している。また、千葉都市モノレールインフラ施設点検は、平成18年9月29日に締結された「千葉都市モノレール施設の維持管理に関する協定書」に基づき市が点検費用を負担している。これらの業務は、毎年度、千葉都市モノレール株式会社の長期収支経営計画における設備更新中長期計画や千葉市橋梁長寿命化修繕計画(千葉都市モノレールインフラ施設編)に基づき、委託先である同社との協議により施行箇所や内容を決定し、概算額を決定している。 現在市では、先方との協議に基づき概算調書を作成しているものの、予定価格調書は作成していない。</p> <p>② 原因及び問題点 千葉市契約規則第22条において、随意契約においても入札に準じた予定価格を定めることを求めている。予定価格は、契約金額を決定する際の基準となる価格であり、予定価格調書を作成し定める必要がある。 【指摘】 千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成されたい。</p>	措置済 (令和2年2月)	本委託契約については、令和元年度から、千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成した。	交通政策 課、土木保 全課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 028 S	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他(契約書の内容について)	<p>① 現状分析 千葉市契約規則第25条において、契約書を作成して契約を締結するものと規定しており、契約書に記載すべき事項を1号から8号に列挙している。一方、当該業務における契約書は市の標準的な様式ではなく、独自の協定書もしくは契約書を使用している。 これらの協定書及び契約書において、千葉市契約規則に規定されている項目のうち、以下の項目が含まれていなかった。 > 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金(4号) > 契約の紛争の解決方法(7号) また、市の標準的な契約書の様式においては、暴力団の排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約が付されているが、本契約においては付されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 本業務は、市の外郭団体との契約であるが、委託先事業者との契約であることに変わりはなく、千葉市契約規則に基づいた適切な契約書を締結する必要がある。 【指摘】 千葉市契約規則に基づき、契約書への記載が必要な項目について漏れが生じないよう、定期的に見直しをしたい。 特に市の標準的な契約書様式を使用していない場合においては、記載内容に漏れが生じるおそれがあるため、十分留意する必要がある。</p>	措置済 (令和2年2月)	本委託契約については、令和元年度から、市の標準的な契約書様式を使用することとし、必要な項目について漏れが生じないようにした。	交通政策課、土木保全課
H30 029 S	街路樹維持管理業務委託、公園等維持管理業務委託(競争性の確保について)	<p>① 現状分析 街路樹維持管理業務及び公園等維持管理業務共に、市内地区を複数地区に分割し、入札参加資格の地区要件を市内に本店又は本社を構えている者(市内事業者)とした上で、希望型指名競争入札が執行されている。これは、「国等は物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるもの」とする中小企業者に関する国等の契約の基本方針によるものである。</p> <p>(a) 街路樹維持管理業務 本業務委託は、市内街路樹の維持管理のため、除草や草刈り等の業務を委託するものである。平成27年度から平成30年度の各年度における43地区すべてにおいて同一業者が落札している。また、各年度における落札率の平均は、平成27年度95.5%(各地区における落札率の単純平均、以下同じ。)、28年度96.1%、29年度93.8%、30年度91.8%という状況にあり、落札率自体は低下基調にあるものの、各年度の平均値は90%を超えている。</p> <p>(b) 公園等維持管理業務 本業務委託は、市内公園の維持管理のため、除草や草刈り等の業務を委託するものである。平成29年度において、各地区の委託先事業者は、56地区中50地区が平成27年度から29年度までの3年間で同一地区を落札している。また、各年度における落札率の平均は、平成27年度94.7%(各地区における落札率の単純平均、以下同じ。)、28年度94.1%、29年度94.5%、30年度93.7%という状況にあり、各年度で増減はあるものの、いずれも平均値で90%を超える高い水準にある。</p> <p>② 原因及び問題点 予定価格は、地区毎の仕様として定められる除草、芝刈、低木刈込等の各種作業の面積及び年間回数に千葉市公園管理統一単価(市場単価)を乗じ、諸経費及びゴミ処理費を加算して算出される。作業面積や年間回数は実施作業毎に仕様で明らかとなっているため、各事業者は各種作業にかかる単価や一般経費を積算し、入札価格を決定している。このような中で、入札結果を確認したところ、各地区における事業者の入札価格に著しい差異は認められなかった。一方、街路樹維持管理業務においては、平成27年度から継続してすべての年度で各地区同一事業者が落札し、公園等維持管理業務においては、約9割の地区において同一事業者が落札しており、かつ、各年度で高落札が継続している。当該状況について発注課の見解を確認したところ、各地区で同一事業者が継続して落札している状況は把握しているものの、都市局の要綱に沿って入札の執行を行った結果であり、資格要件を満たす事業者が自由に参加できる希望型指名競争入札によっていることから、競争性は確保されていると考えているとの回答を受けた。このことから、すべての地区に係る落札者や落札率の状況を全体的に分析し、その原因を把握するには至っていない。 しかし、地方自治法や市契約規則、局の要綱に従い入札が執行されているものの、競争原理が働いているとは言い難く、当該状況が継続しているのであれば、その原因を分析した上で、入札方法や発注単位等の見直しを検討すべきである。また、地方公共団体が行う契約では、経済性、公正性や公平性の観点から競争性、透明性が求められるが、本契約事務においては、その目的を達成するための運用が十分と考える。 【指摘】 各地区で同一事業者が長期にわたり継続して受注している実態について、落札率との関係も含めて調査を行い、その原因の究明に努めるとともに、競争性が十分に確保されるよう入札方法や発注単位等の見直しについて検討されたい。</p>	措置済 (令和2年12月)	本業務委託について、継続受注等の実態について調査を行ったところ、特に問題は認められなかったものの、競争性を十分に確保するため、次の見直しを行った。 ①設計内容の定型化を防ぐため、地区割りの見直しを行った。 ②入札参加者同士の不必要な接触を防止するため、入札参加受付及び入札の方法を郵送に変更した。 ③翌年度以後の予定価格を推定されにくくするため、入札結果の公表に際し、予定価格・最低制限価格を非公表にした。	各公園緑地事務所

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 030 S	公園・街路樹 剪定等業務 委託(委託事 務の管理に ついて)	<p>① 現状分析 本業務委託は、市民からの要望や緊急性、実施頻度を勘案しながら、契約期間中に市から千葉市造園緑化協同組合へ剪定等を実施するエリアを指示し、その上で業務が履行される単価契約である。 美浜公園緑地事務所が管轄する地区における業務の履行状況を確認した結果、平成30年1月22日付で同協同組合への指示が行われた指示書に作業内容や数量、単価等が記載されているところ、業務の履行結果として生じる枝葉の実際処理数量が含まれていた。なお、枝葉の処理数量は、業務を実施し、リサイクル工場に搬入した同月29日に確定するものである。 また、中央・稲毛公園緑地事務所においても、平成29年6月26日付で同協同組合への指示が行われた指示書に作業内容や数量、単価等が記載されているところ、美浜公園緑地事務所と同様、業務の履行結果として生じる枝葉の実際処理数量が含まれていた。</p> <p>② 原因及び問題点 指示書の内容から、当該指示書が業務実施後に作成されていることは明らかである。業務が履行されるためには、同協同組合へ指示書発行以外による方法で作業指示が行われていると推察されるが、一方で、市における指示書発行の承認手続が事後的となっており、委託契約における仕様内容に基づいた手続が適切に実施されていない。</p> <p>【指摘】 業務を指示する際には、契約及び仕様書に基づき適切な時期に指示書を作成し、適切な承認手続を経た上で業務の指示を行われない。 当該状況は契約事務の信頼性を著しく損なわせるものである。形式的な書類上の不備と考えずに、本委託事務の実施手順を総点検し、このようなことが発生しないよう改善を求める。</p>	措置済 (令和2年11月)	本委託業務については、令和元年度から、適切な時期に指示書を作成し、決裁を経て業務の指示を行っている。 また、再発防止のため、本委託事務の実施手順を総点検した上で、事務フローを作成し、令和元年7月から試行運用を行い、令和2年6月に開催した都市局公園緑地部委託等発注方法検討委員会での決定に基づき、本格運用を開始した。	中央・稲毛公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所
H30 031 S	動物公園汚 水処理場外 維持管理業 務委託(予定 価格調書の 保管につい て)	<p>① 現状分析 本委託契約は、参加資格要件として市内に本店を有するものとする条件付一般競争入札により執行されている。そこで、本委託事務の詳細調査において、予定価格書の提出を求めたところ、紛失したと回答されたため、予定価格書の確認を行うことができなかった。 なお、予定価格の内訳となる委託内訳書は保管されていた。</p> <p>② 原因及び問題点 千葉市契約規則第10条第1項において、「契約事務担当職員は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。」と定めている。また、予定価格書は公文書であり、「千葉市公文書管理規則」第7条(保存期間)及び別表に従い、契約及び協定等に関するものでその効力を有する期間が3年以下のものとして、事案の処理が完了した日の属する年度の翌年度期初から3年間の保存が求められる。 本契約事務においては、予定価格書が確認できなかったことから、入札執行に係る適法性・妥当性を事後に確認することができなかった。</p> <p>【指摘】 予定価格書は公文書であることから、公文書管理規則に従い、適切に保管されたい。</p>	措置済 (令和2年2月)	公文書管理規則に従い、予定価格書は適切に保管するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底した。	動物公園

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 032 S	動物公園入園料等収納業務委託(委託事務の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、千葉市動物公園における入園料等の料金徴収を行うものであり、入園料のほか、駐車場使用料及びコインロッカー、ベビーカー等使用料の収納業務が含まれる。 希望型指名競争入札により事業者が選定されており、平成29年度においては3者入札のなかで最も有利な価格を示した株式会社動物公園協力が落札し、契約締結している。本業務委託においては、委託契約書で委託先事業者に対して、業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市へ提出することを求めている。また、入園料等を収納する業務であることから、業務仕様書において、委託業務の従事者を統括する者(業務責任従事者)と、それを補助する従事者を選任した上で、委託業務の実施前にすべての業務従事者の氏名・住所等を記載した業務従事者名簿を市へ提出しなければならないこととしている。 しかしながら、平成29年度業務において、委託先事業者から業務計画書及び業務従事者名簿の提出を受けていない。</p> <p>② 原因及び問題点 市担当者へ質問したところ、業務開始時に業務計画書及び業務従事者名簿を入手すべきところ、提出を受けたかどうかの確認を行わなかったとのことであるが、本委託業務において、収納業務の実施体制や従事者を常に把握することは、業務の履行状況を管理する上で重要なことである。業務仕様書においても、業務従事者に変更が生じたときは、直ちにその変更後の業務従事者名簿を市へ提出しなければならないとしている。 市の動物公園事務所と委託先事業者である株式会社動物公園協力は、園内に管理事務所があり、また、同一事業者が継続して委託業務を実施していることも、年度初めにおける業務計画書等の提出漏れが生じた一要因と思われるが、市として委託先事業者の管理が適正に行われているかという観点からは、不十分と言わざるを得ない。</p> <p>【指摘】 委託業務の開始に当たっては、委託先事業者から業務計画書等の提出を受け、委託業務の履行が適切になされ得る実施体制であるかを確認されたい。 契約書や仕様書で求められている書類の受領漏れという形式的な問題ととらえずに、委託業務の開始時から契約終了時までの期間、継続して本委託業務に係る実施体制や従事者の状況を適切に把握されたい。</p>	措置済 (令和2年11月)	本委託業務については、令和2年度から、業務開始時に業務計画書及び業務従事者名簿の提出を受け、委託業務の履行が適切に行われる実施体制であることを確認している。 また、業務従事者に変更が生じたときは、直ちに変更後の業務従事者名簿を提出させるなど、継続して実施体制や従事者の状況を把握している。	動物公園
H30 033 S	指定自転車駐車で定期利用事前受付等業務委託(契約書の内容について)	<p>① 現状分析 契約書において、契約保証金の欄が空欄のまま締結されている。 保証金は契約規則第29条第1号に基づき、市を被保険者とする履行保証保険契約が締結され免除されているが、免除理由と免除の旨の記載がない。</p> <p>② 原因及び問題点 保証金を受ける際には、当初から印字して契約書を発行しているが、免除の場合、免除理由をゴム印で後から押印する運用としているため、記載が漏れたものと思われる。保証金額について空欄のまま締結すると改竄のおそれがある。また、契約書に不備があるまま締結されており、契約書を事業者と締結する際の事前チェックが十分に行われているとは言えない状況にある。</p> <p>【指摘】 保証金を免除する場合、免除の根拠と免除の旨について、契約書における保証金の欄への記載に漏れないようにされたい。 また、契約書を締結する際に、不備や漏れを見落とさないよう、確認を徹底されたい。</p>	措置済 (令和2年2月)	契約締結時には、契約書に保証金の欄への記載漏れその他の不備がないか確認するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。	自転車政策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 034 S	車道及び歩道清掃業務委託(契約書の内容について)	<p>① 現状分析 千葉市契約規則第25条において、契約書を作成して契約を締結するものと規定しており、契約書に記載すべき事項を列挙している。一方、本委託業務における契約書は市の標準的な様式ではなく、独自の契約書を使用している。これらの契約書において、千葉市契約規則に規定されている項目のうち、以下の項目が含まれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金(4号) > かし担保責任(6号) <p>また、条文上において他の条文を引用しているものの、引用されている条文が内容と整合していないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 第12条第1項第5号 > 第14条1項 > 第15条 <p>② 原因及び問題点 本委託業務においては、契約内容について各土木事務所間で整合性を保つべく見直しが行われているものの、契約規則への準拠性について十分な検討が行われてこなかったため発生したものと思われる。また、条文の不整合についても、当初は整合していたものの、見直しにより条文を追加削除するうちに、整合しなくなったことが考えられる。契約書に不備がある場合、想定外の事象が発生した場合に対処が困難になるおそれがある。特に、1者随意契約のように特定の事業者と継続的な契約を締結するのではなく、競争入札で不特定の相手との契約が想定される場合においては、そのリスクは格段に大きくなると考える。また、標準的な様式と異なる契約書を使用する際には、専門的な見地を持った担当者がチェックする体制をとらなければ、このような事象が再発するおそれがある。</p> <p>【指摘】 委託契約書については、市の標準的な契約書様式を使用されたい。 市の標準的な契約書様式を使用することに問題がある場合においては、契約書への記載が必要な項目について漏れが生じないように十分に検証されたい。さらに、市の標準的な様式と大きく異なる契約書を使用する際は、所管課内だけでなく、局内で統括する部署(建設局においては建設総務課)等がチェックするなどの措置が必要と考える。</p>	措置済 (令和2年2月)	令和元年度から、委託契約書については、市の標準的な契約書様式を使用することとした。	各土木事務所維持建設課
H30 035 S	草刈・除草外業務委託(契約書の内容について)	<p>① 現状分析 本委託業務では、各土木事務所が所管するすべての地区をまとめて一契約とし、千葉市造園緑化協同組合との間で随意契約を締結している。契約書は市の委託契約に係る標準的な様式が使用されているものの、暴力団排除の排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約が削除されている。</p> <p>② 原因及び問題点 特約が付されていない経緯は不明であるが、継続して同じ契約書を使用していることから、現在まで特約の必要性は検討されてこなかったものと考えられる。一方で、協同組合に対する委託であり、契約履行に当たっての作業は多数の組合員が実施することから、本委託契約において特約を付す必要性は高いと考える。</p> <p>【指摘】 契約書作成に当たっては、契約で必要とされる項目を十分確認した上で、漏れが生じないようにされたい。</p>	措置済 (令和2年2月)	本委託契約については、令和元年度分から、契約書に暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約を付した。	各土木事務所維持建設課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 036 S	花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託他(予定価格の積算について)	<p>① 現状分析 近年、最低賃金制度に基づく県内の最低賃金は毎年上昇基調にある一方で、予定価格の設定において、当該賃金上昇が考慮されていない。</p> <p>美浜区においては、長期継続契約による複数年契約が締結されているが、県内最低賃金が契約開始年度の平成27年10月時点で817円となり、さらに、平成28年10月で842円、平成29年10月で868円と上昇を続けていたため、平成27年度入札執行時では、予定価格と落札事業者の積算価格における労務費単価が最低賃金を上回っていたものの、平成27年10月時点では、最低賃金を下回る結果となっている。</p> <p>長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要ないものである一方、契約期間にわたり、一定額が支払われることを前提とする。したがって、労務費単価等の市況変動が生じる可能性のある積算項目に対しては、契約期間にわたる単価を予定価格設定段階で適切に積算する必要がある。</p> <p>② 原因及び問題点 債務負担行為として予算に定めることを要さない長期継続契約において、契約締結後、最低賃金の上昇による契約価格の変更契約を行うことは困難であり、仮に事業者が積算時に見積もった労務費単価が最低賃金を下回った場合には、事業者に負担を求めるか、契約を解除した上で再契約手続をすることが想定される。最低賃金は毎年度見直しされるが、近年において毎年最低賃金は上昇基調にあり、そのような中、長期継続契約であり労働集約型の本委託契約において、予定価格設定に当たり、労務費単価として毎年の最低賃金上昇を見込んだ積算を行っていないことに問題が認められる。特に本業務委託においては、予定価格の労務費単価と積算時の最低賃金が近づいており、その結果、契約開始年度の平成27年度中において、予定価格の労務費単価が改定最低賃金を下回っている状況から、契約期間における委託業務の履行可能性についても懸念される。</p> <p>さらに、本委託業務においては、契約の内容に適合した業務の履行を確保することを目的とする最低制限価格制度を適用しているが、予定価格の労務費単価が最低賃金に近づいていることから、契約価格の上限として設定される予定価格と最低制限価格も近づいている。花見川区、美浜区及び緑区では予定価格に対する最低制限価格の割合が90%を超え、更に花見川区と美浜区においては、95%という状況にある。このような状況は、最低制限価格を設定する以前において予定価格の設定に問題が認められるが、入札制度の前提となる適正な価格競争が歪められている状況にある。</p> <p>また、市の方針として、事業者には最低賃金法等の労働関係法令遵守の誓約書提出を求めているが、本来、委託先事業者で雇用される労働者の権利保護を目的としたものである。一方で、上記のような運用が行われている状況の下、市では契約締結時において誓約書を事業者から徴収するにとどまっておらず、その後における労働関係法令の遵守状況が確認されていない。当該状況を踏まえると、誓約書を徴収する本来の目的が十分に達成されているとは言い難い。</p> <p>【指摘】 最低賃金が増加を続ける近年の状況において、労務費の割合が高い委託業務で長期継続契約を締結するに当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分考慮した上で、適切な予定価格を設定されたい。</p> <p>予定価格の積算時において、毎年の最低賃金上昇を見込んだ積算を行っていない一方で、市として最低賃金法等の労働関係法令の確実な遵守を事業者に指導し、誓約書の徴収を求めている状況には問題が認められる。適切な予算措置がなければ、適切な予定価格を設定することはできないが、財政上の問題で予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあつては、労務費単価を引き下げるのではなく、仕様内容を見直し、適切な賃金単価を設定するように努めるべきである。</p>	措置済(令和4年3月)	緑区は平成30年度、花見川区は令和元年度、稲毛区と美浜区は令和3年度の長期継続契約から、契約期間中の最低賃金上昇を見込んだ上で、適切な予定価格を設定した。	中央区を除く各区役所地域振興課
H30 037 S	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託他(仕様内容について)	<p>① 現状分析 総合維持管理業務委託における仕様内容は、機械設備運転管理業務や建設設備等定期点検業務において区役所間での共通項目が多いことから、ひな型の仕様書を参考に、各区の実情に応じて仕様内容を変更する運用としていたが、稲毛区において、ひな型の仕様書にない「吸収式冷温水発生機及び関連機器保守点検業務」が追加仕様として必要であるところ、仕様に加えることが漏れたため、当該業務内容について、委託先事業者と別途、随意契約を締結している。</p> <p>② 原因及び問題点 仕様書は、施行例において区長まで5名への回議の後、決裁がなされている。仕様書作成者による変更誤りがあったものの、本来、回議及び決裁の過程で発見されるべきものであったと考える。特に、本委託業務は、各種の機械設備運転管理業務と点検業務の契約を一元化し、効率的な庁舎管理を行うことを目的として、従来の契約方法を見直し、平成29年度から新たに実施するものであることから、その仕様内容は十分に確認されるべきものであった。</p> <p>【指摘】 新たな事業の開始や契約方法の大幅な見直しが行なわれる際には、仕様内容を十分に検証し、仕様誤りや漏れが生じないよう、チェック体制を強化されたい。</p> <p>本委託業務においては、施行例における回議で仕様漏れを発見できなかったが、なぜ発見できなかったのかを原因分析し、より実効性のある承認及び決裁手続が実施されることを要望する。</p>	措置済(令和2年2月)	新たな事業の開始や契約方法の大幅な見直しが行なわれる際には、仕様内容を十分に検証し、誤りや漏れがないか複数人でチェックするよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。	稲毛区地域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 038 S	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託他(再委託の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、区毎の施設管理業務として10～20に区分されていた契約を一元化し、効率的な庁舎管理を行うことを目的としている。一元化を行う前では、契約内容や契約金額は区々であったが、これらの契約を一元化することにより、契約事務の負担軽減にもつながっている。</p> <p>一方で、施設管理業務を一契約に集約したことに伴い、その仕様内容には、機械設備の運転管理業務のほか、様々な建築設備等の定期点検業務が含まれることから、業務の一部について、外部へ再委託することが想定される。</p> <p>この点について、「総合維持管理業務委託仕様書」では、建築設備等定期点検業務で、仕様に定める各点検について、その一部を下請け契約により第三者に請け負わせる場合には、「原則として千葉県入札参加資格者名簿に登録されている市内業者から請負業者を選定すること」、「業務の特殊性により市内業者では受託困難な場合には、順次、準市内業者、市外業者へ範囲を拡大することとする。」旨を定めている。</p> <p>また、委託契約書においては、以下の事項が定められている。(省略)</p> <p>このような下、各区役所では、業務開始時に委託先事業者から再委託のリストを入手し、再委託業務の実施体制について報告を受けているものの、仕様内容に沿った再委託であるかが確認されておらず、また、確認結果に基づく書面承諾がなされていない。</p> <p>② 原因及び問題点 入札執行に当たり、一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、そのことを防ぐために、本委託業務では仕様内容に再委託業務の範囲及び再委託先の要件を定めている。</p> <p>このような趣旨に鑑みると、委託先事業者からの再委託業務に係る実施体制について報告を受けるだけでは不十分であり、市においては、仕様書に定める内容に沿って、再委託の業務及び再委託先事業者を確認した上で、再委託に係る承諾を事業者へ行う必要があったと考える。</p> <p>なお、委託契約書において、発注者への承諾方法について定めはないものの、承認手続の透明化を図るためにも、書面承諾による方法が必要と考える。</p> <p>【指摘】 受注者が業務の一部を再委託する場合には、仕様書に定める事項に従い、再委託の内容のほか、再委託先についても確認し、業務の履行が確保される体制であることを確認した上で、受注者に対して書面承諾を実施されたい。</p> <p>本業務委託においては、複数の委託契約を一元化することにより、契約事務の効率化が図られたところであるが、一方で、従来と同様の施設管理水準を維持していくためにも、再委託が行われる場合には、業務の履行開始前に提出される再委託のリストを適切に評価していく必要がある。</p>	措置済 (令和3年8月)	本委託業務について、各区役所(中央区を除く。)では、令和元年12月25日付け契約課長発「契約約款等の一部改正について(通知)」に基づき、令和2年度契約分から、再委託の内容をあらかじめ発注者に通知するよう契約書の内容を改め、再委託業務の範囲や再委託先の体制が仕様に沿ったものであることを確認している。	中央区を除く各区役所 地域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 039 S	美浜区役所 及び美浜保 健福祉セン ター・文化 ホール清掃 業務委託(業 務の履行確 保について)	<p>① 現状分析 (省略)</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>本委託業務は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける業務であり、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があることから、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるものとして、長期継続契約が適用されるものである。このような委託業務において、平成28年度、30年度の入札執行において、辞退や無効により、委託業務の継続性に重要な支障を及ぼしかねない状況が認められる。特に平成30年度においては、契約手続が間に合わないという理由で、一部期間を随意契約で締結しているが、業務の継続性を特定事業者に依拠するような随意契約には、結果として業務の安定性が確保されたとしても、問題が認められる。</p> <p>本委託業務におけるこのような状況については、単なる入札参加者の不注意による積算誤りにとどめるのではなく、市としても手続等に問題がなかったかについて十分検証が行われる必要がある。このような状況に至った背景の一つに、予定価格の水準の低さが考えられる。平成28年度に係る入札執行においては、落札者決定後に辞退した事業者以外の入札価格は、予定価格を超過しており、再募集に当たっては予定価格を引き上げたものの、予定価格超過により随意契約へ移行している。平成28年度の入札執行時に辞退した事業者は「清掃回数認識不足により少なく積算してしまい履行不能」とされているが、別の側面からは落札価格での仕様に基づく業務履行はなしえないということである。</p> <p>また、平成30年度においても、落札候補者が調査基準価格以下で入札したものの、その他事業者の入札価格は、いずれも予定価格を超過している状況にある。当該状況から、予定価格の水準が低いことは明らかであり、事業者からの安定的な役務提供が求められる本委託業務において、問題があると言わざるを得ない。予算配当の財源が不足し、予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあるのであれば、まずは清掃回数を減らすなどの仕様内容の見直しをすべきであったと考える。</p> <p>次に、落札者決定時における事業者による積算内訳の確認が、十分に実施されていないことが考えられる。「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格等の設定について」(平成22年12月27日)では、「落札の決定にあたっては、必ず積算内訳書等を入手し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証すること」が留意事項として挙げているが、平成28年度、30年度の入札執行における辞退者及び無効となった事業者は、他事業者の入札価格と比較して著しく低価格であることが認められるのであるから、落札者決定時又は低入札価格調査前に、落札候補者への確認や徴収する積算内訳書に基づき、より深度をもって業務の履行可能性を確認する必要があると考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>本委託業務は、継続した役務の提供を受けることが必要な業務であり、長期継続契約によるものであるから、本委託業務の発注に当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案した上で、適切な予定価格を設定されたい。</p> <p>厳しい財政状況の中、予算配当の状況により、予定価格を上げることが困難なのであれば、清掃回数を減らすなど、仕様内容を見直すことにより、適正な賃金単価を設定する必要がある。</p> <p>落札者の決定に当たっては、積算内訳書について、入札価格の積算根拠等を十分に確認し、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証されたい。</p> <p>本委託業務においては、落札候補者の入札価格が他の入札参加事業者と比べ著しく低価格であったことから、特に細心の注意を払い、積算内訳を確認する必要があると考える。</p>	措置済 (令和2年2月)	本委託業務の発注に当たっては、令和元年度契約分から、契約期間にわたる労務費単価の状況を十分勘案した上で、予定価格を設定している。 また、落札候補者から徴収した積算内訳書に基づき、業務の履行可能性を確認した。	美浜区地 域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 040 S	千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託(再委託の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、市消防局・中央消防署の設備等の総合的な運転管理業務を適切に維持管理するために実施されるものであるが、その性質から業務の一部について、外部への再委託することが想定される業務である。平成29年度における本委託業務の再委託割合は、23.2%(8,565千円/36,960千円、いずれも税抜金額)であり、仕様で求める業務の大部分を再委託している状況にはない。主な再委託業務は、空調設備保守点検業務/空調用自動制御装置/定期保守点検の6,500千円であった。なお、再委託が想定される委託業務においては、業務を発注する時点で再委託を認めるかどうか、認める場合にはその範囲、再委託先の要件を仕様書等で明らかにする必要があるが、本委託業務の仕様等では、そのような内容は発注時に定められていない。</p> <p>また、委託契約書においては以下の事項が定められている。(省略) 発注課では、業務履行開始時に委託先事業者から再委託先のリストを入手し、実施体制は把握しているものの、事前には再委託先の範囲を把握していない。</p> <p>② 原因及び問題点 入札執行に当たり一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、そのことを防ぐために、業務を発注するに当たっては、仕様書等で再委託業務の範囲や再委託先の要件を定める必要がある。また、その上で、業務履行開始に当たり、委託先事業者から再委託業務に係る実施体制の報告を受け、その内容が仕様に沿ったものであるかどうかを十分検証し、再委託に係る承諾が行われる必要がある。</p> <p>このような趣旨に鑑みると、本委託業務においては、契約締結後、委託先事業者からの再委託先のリストを徴収することにより、再委託が実施される業務の内容を知り得ることとなるが、本委託業務で想定されていない再委託業務が含まれていたとしても、事後承諾せざるを得ないおそれがあり、運用として不十分である。</p> <p>また、委託契約書において、発注者への承諾方法について定めはないものの、承認手続の透明化を図るためにも、書面承諾による方法が必要と考える。</p> <p>【指摘】 施設に係る総合的な維持管理業務等、受注者が業務を履行するに当たり、再委託が想定される業務については、発注時に仕様書等により再委託業務の範囲や再委託先の要件を適切に定められたい。</p> <p>また、業務履行開始時に、再委託先の状況について事業者から報告を求め、再委託が仕様に沿った業務や再委託先であることを十分に検証の上、事業者に対して書面承諾することが必要と考える。</p>	措置済 (令和2年8月)	<p>本委託契約については、その性質上、仕様等であらかじめ再委託業務の範囲や再委託先の要件を明確に定めることは困難であるため、令和元年度分から、再委託が予想される業務を仕様に例示することとした。</p> <p>また、令和元年度分の契約に係る委託先事業者に対しては、業務履行開始時に、再委託先の状況等について報告を求め、再委託業務の範囲や再委託先の体制が仕様に沿ったものであることを確認したうえで、書面承諾を行った。</p> <p>なお、令和元年12月25日付け契約課長発「契約約款等の一部改正について(通知)」に基づき、令和2年度分から、再委託先の状況等をあらかじめ発注者に通知するよう契約書の内容を改め、再委託業務の範囲や再委託先の体制が仕様に沿ったものであることを確認している。</p>	消防局総務部施設課
H30 041 S	「千葉市学力状況調査の実施」業務委託(再委託の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務において、学力検査の集計及び意識調査の集計業務が他事業者へ再委託されていると発注課担当者から説明を受けたが、再委託先や再委託された具体的な事務内容が把握されていない。</p> <p>本委託契約書では、「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。」としているものの、上記状況から再委託の事前承諾もされていない。</p> <p>② 原因及び問題点 本委託契約締結前に、業務内容毎の実施体制や見積内訳を適切に確認していれば、再委託されている業務の具体的な内容や再委託先を事前に把握することができたと考えられる。1者随意契約を前提として契約事務が進められてきたことも、委託先の業務実施体制を十分に確認してこなかった原因と考えられる。</p> <p>【指摘】 業務委託にあたっては、委託先事業者における業務内容毎の実施体制や見積内訳を検証の上、再委託の有無を含め、業務の履行可能性を十分確認されたい。</p> <p>また、契約書の定めに従い、再委託が行われる場合には、受注者から発注者である市へ再委託の承諾申請を行わせ、市においてはその内容を十分に確認の上で承諾の可否を検討されたい。</p>	措置済 (令和3年8月)	<p>本委託業務については、令和元年12月25日付け契約課長発「契約約款等の一部改正について(通知)」に基づき、令和2年度契約分から、再委託の内容をあらかじめ発注者に通知するよう契約書の内容を改め、再委託する業務の範囲や再委託先等を確認している。</p> <p>また、令和2年度契約分から、受注者が作成する作業計画書により、再委託の有無を含め、業務内容ごの実施体制を確認している。</p>	教育指導課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 042 S	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託(請求書の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務において、事業者から提出される請求書がマニフェスト(実績報告書)と一致せず、また、金額が相違することがあるとの理由から、請求書の日付を市がゴム印で押印している。</p> <p>② 原因及び問題点 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年12月12日法律第256号)(地方自治体のなす契約に準用(同法第14条))第6条(支払の時期)第2項では、市は相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、市は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとし、また、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合は、当該請求の拒否を通知した日から市が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとして定めている。 請求書を受領後、不備を発見した場合には請求を拒否し、内容を改めた支払請求を受ける必要がある。また請求書の日付は、同法において定める約定期間を算定する上で明らかにされる必要がある。請求書の差し戻しを回避すべく請求書の日付を市側で記入するという運用は、同法が定める趣旨から逸脱している。</p> <p>【指摘】 請求書の受領に当たっては、法が定める趣旨に則り、適切な取扱いをされたい。 本業務委託における委託先事業者から受領する請求書日付を市が記入する運用は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で支払の時期を定める趣旨から逸脱するものであるため、早期改善を求める。</p>	措置済 (令和2年2月)	請求書については、日付が記載されたものを受領するよう、所属長から職員に対して周知徹底を図った。	保健体育課
H30 043 S	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託(委託事務の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務において、各学校の要望に基づき、収集及び運搬を当初計画とは異なる曜日や回数、時間等で事業者が柔軟に対応している状況にあることから、当該状況を理由に、契約書で事業者へ報告を求めている作業計画が入手されていない。仕様書では、品目及び収集回数(週2~3回といった目安となる回数)の記載がある一方、「回数及び日時については、学校と協議・調整すること。他に必要があれば別途指示する。」とあり、これに基づき、各学校と事業者間で収集回数等の調整が行われている。</p> <p>② 原因及び問題点 契約書では「この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して作業計画書の再提出を請求することができる」とあり、市が作業計画書を入手しないとする理由に合理性がない。 また、当初計画と実態が乖離し、その状況が把握されなければ、履行状況をモニタリングすることができないばかりでなく、翌年度以降の仕様ひいては予定価格に実態を反映させることができないおそれがある。</p> <p>【指摘】 契約書の定めに基づき、業務履行時に事業者から作業計画の報告を求められたい。 また、業務の実施状況に当初計画から大きく変更が生じる可能性がある場合には、作業計画書の再提出を求め、業務の実施状況をモニタリングすることが必要と考える。当初計画と実績に大幅な乖離が認められる場合には、その原因を分析し、次年度以降の仕様内容の見直しを検討することが必要となる。</p>	措置済 (令和2年2月)	本委託契約については、令和元年度から、契約書を変更し、作業計画書の提出に係る項目を削除した。 業務の実施状況については、各学校が収集日ごとに発行する「事業系一般廃棄物管理票・保健体育課用」により、仕様内容との乖離が生じないよう、実際の収集状況及び収集量を確認している。	保健体育課
H30 044 S	小学校給食調理業務委託(請求書の管理について)	<p>① 現状分析 本委託業務において、事業者から提出される請求書に日付の記載がないものがあり、請求書の日付は市がゴム印で押印する運用が行われている。</p> <p>② 原因及び問題点 問題点については、「63. 学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託(No.270) (3)請求書の管理」を参照されたい。</p> <p>【指摘】 請求書の受領に当たっては、法が定める趣旨に則り、適切な取扱いをされたい。 本業務委託における委託先事業者から受領する請求書日付を市が記入する運用は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で支払の時期を定める趣旨から逸脱するものであるため、早期改善を求める。</p>	措置済 (令和2年2月)	請求書については、日付が記載されたものを受領するよう、所属長から職員に対して周知徹底を図った。	保健体育課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 045 S	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託(審査会による審査について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、入札参加等資格審査会設置要綱に基づき、随意契約の相手方及び理由に関することを審査会で審議しなければならないところ、平成29年度契約において、仕様書等の見直しに伴う契約事務スケジュールに変更が生じたことを理由に、時間的制約から審査会が実施されていない。 教育委員会が所管する契約事務に適用される入札参加資格等審査会設置要綱では、「委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる」と定めているが、書面決議(持ち回り決議)もされていない。また、同要綱で定める審査会による審議が必要とされる予定価格の基準も大きく超えている。</p> <p>② 原因及び問題点 審査会を設置する目的は、指名業者の選定や入札参加資格要件の設定などに係る審査について、機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公正性を確保し、適正かつ合理的に行うことを担保するためである。 本委託業務は、平成29年度からの新規事業であり、かつ価格競争によらない随意契約(プロポーザル方式)によっていることから、審査会において、十分な審議が行われるべきであった。</p> <p>【指摘】 審査の機能強化及び手続の透明性、公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。</p>	措置済 (令和元年11月)	本委託契約については、平成30年度から、入札参加資格等審査会設置要綱に基づき、審査会において適切に審査している。	生涯学習 振興課
H30 046 S	放課後子ども教室運営業務委託(審査会による審査について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、放課後子ども教室に係る運営業務の委託として、保護者や地域からなる各小学校の実行委員会により組織されている千葉市放課後子ども教室連絡協議会が行うものであり、同協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約が締結されている。 本業務委託においては、市教育委員会が定める入札参加資格等審査会設置要綱に基づき、随意契約の相手方及び理由に関することについて審査会で審議が行われているが、平成28年度において審査の過程を示した議事録が作成されていない。</p> <p>② 原因及び問題点 市教育委員会が定める入札参加資格等審査会運営要領では、「審査会終了後に審査会の議事録(様式第3号)を作成する。」と定めている。 入札参加資格等審査会を設置する目的は、審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保することにある。本業務委託では、随意契約の相手方や理由が審査会に付議されているが、審査の過程が議事録として残されていないのであれば、手続の透明性が確保されているとは言えない。</p> <p>【指摘】 入札参加資格等審査会を開催し、審査が実施された際には、議事録を作成し、審査の過程を明らかにされたい。 審査会を開催する目的には、手続の透明性を確保することが含まれる。審査を実施するだけでなく、審査過程でどのような審議が行われ、決定されたのかを示すことも重要である。</p>	措置済 (令和元年11月)	平成29年度の業務委託契約に係る入札参加資格等審査会から、入札参加資格等審査会運営要領に基づき、議事録を作成している。	生涯学習 振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 047 S	千葉市文化 財普及業務 委託(委託料 の支払につ いて)	<p>① 現状分析 本委託業務においては、平成29年度より毎月の業務履行実績に基づく支払が行われているが、年度末の最終請求月である3月に予定外実施分(5月～9月実施)として、2,711千円が別途請求されている。これにより、支払額合計と契約価格は一致し、支出負担行為の変更(戻入手続)や実績超過分についての変更契約は締結されていない。</p> <p>一方で、年間の実施報告書の実施回数に請求単価を乗じた実績に基づく支払金額を算出し、契約価格と比較した結果、契約価格よりも1,502千円過大となった。その内訳は、一部の業務で協議に基づく請求単価よりも低い単価で請求がなされたことによるもの(680千円)及び実施回数のうち請求を留保したことによるもの(821千円)であった。</p> <p>② 原因及び問題点 業務の一部において、協議に基づく請求単価よりも低い単価で請求が行われ、市もこの請求金額で支払を行っており、請求金額の正確性が担保されていない。また、仕様書で定める業務内容別の計画回数に対し、実績回数が超過する場合の取扱いについては、具体的に契約書や仕様書で定められておらず、月次の請求では、超過数量を含めず、仕様書で定める計画回数の範囲内で請求が行われている。市担当者によると、5月～9月における予定外実施分とは、実施事業のうち仕様書で定める計画回数を超過した分について、受託者が請求を留保していたものの一部であるとのことである。</p> <p>市契約規則第30条では、契約の履行について「市長は、監督職員又は検査員を任命し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行わせるものとする」と定めているが、上述のように、年度末の請求時に、一旦請求が完了した月に係る業務の追加請求を認めれば、毎月の履行確認業務の信頼性や透明性が担保できず、その結果、請求金額の実在性及び妥当性に疑義が生じるおそれがある。</p> <p>【指摘】 市契約規則第30条に規定する履行確認の信頼性を担保し、これに基づいた支払を実施されたい。</p> <p>そのために、仕様で定める計画回数と実績回数に差異が生じる場合の取扱いを契約内容で明らかにし、年度末の調整計算による方法で精算が行われないようにする必要があると考える。</p>	措置済 (令和3年12月)	本委託業務については、令和3年度契約分から、実施回数が確定している事業は従前どおり契約金額を確定した総価契約とし、実施回数が確定していない事業は単価契約として契約を締結した。	文化財課
H30 048 S	加曽利貝塚 博物館管理 業務委託(予 定価格の積 算について)	<p>① 現状分析 本委託業務は、加曽利貝塚博物館における清掃、巡回点検、施錠及び開錠を行う業務である。希望型指名競争入札により事業者が選定されているが、過去から同一事業者との契約が継続している。また、千葉市長期継続契約の締結に関する規則第2条第2項(2)の「ア 庁舎その他の施設の清掃業務」に該当するものとして、平成27年4月1日から30年3月31日までの3か年にわたる長期継続契約を締結している。</p> <p>長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要としないものであり、原則として、契約期間にわたり、一定額の委託料が支払われる。したがって、労務費単価等の市況変動が生じる可能性のある積算項目に対しては、契約期間にわたる単価適用額を契約締結段階で適正に見積もる必要がある。</p> <p>このことを踏まえ、本委託業務の予定価格の積算方法を確認したところ、積算内訳の多くを占める人件費単価について、平成26年度における県内最低賃金を用いて計算されていた。その結果、平成27年10月1日の最低賃金改定以降、最低賃金を下回る労務費単価で契約が継続していた。</p> <p>② 原因及び問題点 長期継続契約において、契約締結後、最低賃金の上昇による契約価格の変更契約を行うことは想定されておらず、仮に事業者が積算時に見積もった労務費単価が最低賃金を下回った場合には、事業者に負担を求めると、契約を解除した上で再契約手続を行うことが考えられる。</p> <p>最低賃金は毎年度見直しされるが、近年において最低賃金は上昇基調にあり、そのような中、長期継続契約による労働集約型の本委託契約において、予定価格設定に当たり、労務単価として最低賃金を適用することは不適切な運用と言わざるを得ない。</p> <p>【指摘】 最低賃金が増加を続ける近年の状況において、労務費の割合が高い委託業務の長期継続契約を締結するに当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案した上で、適切な予定価格を設定されたい。</p> <p>予定価格を積算時における最低賃金単価に設定することは、市として最低賃金法等の労働関係法令の確実な遵守を事業者へ指導し、誓約書の徴収を求めると、不適切な運用と言わざるを得ない。財政上の問題で予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあっても、賃金単価を引き下げるとは、仕様内容を見直し、適切な賃金単価を設定するように努めるべきである。</p>	措置済 (令和3年12月)	令和3年4月1日からの委託契約締結に当たり、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分考慮した上で、適切な予定価格を設定した。	加曽利貝塚博物館

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
H30 049 S	加曾利貝塚 博物館管理 業務委託(最 低制限価格 の設定につ いて)	<p>① 現状分析 本業務委託では最低制限価格制度を適用しており、「千葉市業務委託(建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く)最低制限価格取扱要領」に従い、予定価格の3分の2に最低制限価格を設定している。一方、同取扱要領では、平成26年1月10日の改正により、特に必要があると認める場合は、予定価格に3分の2を乗じ得た額を下回らない範囲で、最低制限価格を定めることができるものとしている。 清掃業務や人的警備業務では、予定価格の積算内訳として直接人件費が大部分を占めることから、予定価格の積算で使用される労務費単価の水準によっては、予定価格に3分の2を乗じることにより、最低賃金の水準から著しく低い最低制限価格が設定されるおそれがある。このため、本業務委託では、同取扱要領の「特に必要があると認める場合」を用いて最低制限価格を設定する必要がある。なお、資産経営部長から各所属長へ発信される「適正な入札・契約の執行について」(平成26年12月26日)においても最低制限価格を適正に算出するよう、注意喚起が行われている。</p> <p>② 原因及び問題点 最低制限価格制度は、低価格による受注が過度に進むことにより、適切な契約の履行の確保がなされず、行政サービスの質が低下するなどの支障が生じる可能性に対し、競争入札における最低価格での落札に一定の制限を設ける制度である。 一方、本業務委託における予定価格の大部分を占める労務費に対し、最低制限価格が予定価格の3分の2で設定されており、上記最低制限価格制度の趣旨に鑑みて不適切な運用状況にある。また、本契約は、平成27年4月1日に締結されているが、平成26年1月10日改正の千葉市業務委託最低制限価格取扱要領において新たに盛り込まれた「特に必要があると認める場合」の条項が適用されておらず、同取扱要領に従っていない。</p> <p>【指摘】 最低制限価格制度の適用に当たっては、その制度趣旨を十分に理解の上、最低賃金法その他労働関係法令の確実な遵守が可能な水準であり、かつ、適切な契約の履行が確保され、行政サービスの質が低下することのないよう、適切な価格を設定されたい。 「千葉市業務委託(建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く)最低制限価格取扱要領」(平成26年1月10日改正)の運用を遵守し、最低制限価格を適正に算出する必要がある。</p>	措置済 (令和3年12月)	令和3年4月1日からの委託契約締結に当たり、千葉市業務委託(建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く)最低制限価格取扱要領を遵守し、最低制限価格を適正に算出した。	加曾利貝塚博物館